日本パーキング株式会社　時間貸し駐車場利用約款

日本パーキング株式会社（以下「当社」という。）が管理する駐車場（以下「駐車場」という。）は、以下の規定に従ってご利用いただきます。駐車場をご利用の際は必ず規定の内容をご確認ください。

1 駐車スペースの提供

駐車場は、短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。又、当社の承諾なく駐車場において営業行為を行うことは禁止します。

2 駐車時間

駐車場の駐車時間は最長 48 時間までとし、継続して 48 時間を超えて駐車できません。ただし、当社より事前に承認を受けた場合、又は駐車場に他の駐車制限時間が掲出されている場合はこの限りではありません。なお、事前承認を受けるための手続きについては、当社ホームページ問い合わせフォームまでご連絡ください。

3 免責事項

当社は、以下の各号について、当社の故意又は重大な過失がない限り、一切責任を負いません。

(1) 駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損
(2) 駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者、その他の人の行為、又は駐車場内に存在する車両、その付属装着物、積載物等、天災地変等により被った損害
(3) 駐車場の機器故障等により車両の入出庫が不可能となった場合
(4) 当社が定める基準に反した車両を利用者が自己判断で無理に入出庫を試みた結果生じた車両の損害
(5) 出庫までの待ち時間に伴う機会損失等の損害
(6) 工事・催事等で交通規制があり車両の入出庫が制限されることにより発生した損害

4 駐車車両

(1) 駐車場に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限ります。これ以外の車両を駐車することはできません。ただし、駐車場及び駐車スペースによっては下記以外の基準を設けている場合もあります。

	車両全長（m）	車両全幅（m）	車両高（m）	地上高（cm）	車両総重量（t）
平面駐車場	3.3m以上5.0m以下	1.4m以上1.9m以下	1.2m以上2.1m以下	15cm以上25cm以下	2.5 t 以下
立体自走式駐車場	3.3m以上5.0m以下	1.4m以上1.9m以下	1.2m以上2.1m以下	15cm以上	2.5 t 以下
機械式及びタワー式駐車場	3.3m以上5.0m以下	1.4m以上1.9m以下	1.2m以上1.5m以下	15cm以上	2.0 t 以下

(2) (1)に該当する車両でも、以下の車両は駐車することができません。

①最低地上高が 25cm を超える車両等、車両入庫認識装置が作動しないおそれのある形状の車両。
②オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
③エアロパーツ装着車両等、ロック板との接触により入出庫障害を起こすおそれのある車両。
④無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
⑤自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号の確認が困難な車両。
⑥自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
⑦仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
⑧付属装着物等があり、接触により駐車場施設、機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
⑨大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両。

⑩危険物を積載した車両、その他駐車場の管理上支障のある車両。
(3) (1)及び(2)の適用に際しては車両の付属装着物、積載物および乗員等を含めて判断します。
(4) (1)の基準に該当しない車両のほか、自動二輪車、原動機付自転車、ペダル自転車、小型特殊自動車は駐車することができません。ただし、駐車場に特に駐車することができる旨の掲示がされている場合はこの限りではありません。
(5) 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者の駐車（利用）はお断りします。

5 駐車料金
(1) 駐車場の利用者は、駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。
(2) 駐車時間は、ロック式及びロックレス式駐車場の場合は、センサーが感知した駐車スペースへの入庫から出庫までの時間、又、ゲート式・機械式・タワー式駐車場の場合は、駐車場構内への入場時の発券から出場時の収券までの時間とします。車両ナンバー認識駐車場の場合は、認証カメラが車両を撮影した時点から出庫までの時間とします。
(3) 駐車料金は、駐車場に備付けの精算機等にて精算手順に従った精算行為を行ってください。又、一部の駐車場ではスマートフォン等を利用したネット決済も可能です。
(4) 精算後は速やかに出庫をお願いします。精算後 5 分以内に出庫されない場合は、追加料金が発生することがありますのでご注意ください。
(5) 駐車券を紛失した場合は､3 万円を上限として 当社が駐車場毎に個別に定める紛失料金をお支払いの上出庫いただきます。なお、当社において駐車料金を確認した結果、上記紛失料金を超えた事実が判明した時は、当該駐車料金全額をお支払いいただきます。
(6) クレジットカード、電子マネー、高額紙幣等によるお支払いが出来ない駐車場では、精算の際にはあらかじめ千円札又は硬貨をご用意ください。
(7) 駐車位置番号がある駐車場の場合、駐車位置番号を確認の上、駐車場に備付けの精算機等によりお支払いください。車室番号間違えによるご返金はいたしかねます。

6 駐車方法と利用上の注意
場内の注意看板、掲示物に記載されている内容を遵守してください。
(1) 当社がカラーコーン・テープ等にて封鎖している車室には駐車しないでください。その際の車両の破損等については、当社の故意又は重大な過失がない限り、責任を負いかねます。
(2) 駐車場内での駐車時又は停車時には、エンジンを停止させてください。
(3) 場内では時速 8km 以下で徐行し他の車両、歩行者には十分ご注意ください。
(4) 駐車場は出庫優先です。トラブルの原因となりますので入庫待ちはご遠慮ください。
(5) 月極スペースは月極契約者専用の駐車スペースとなりますので、一般時間貸しの利用者は駐車しないでください。
(6) 駐車券の破損、紛失、取り忘れにご注意ください。出庫できなくなります。出庫の際は規定料金をお支払いいただき、後日駐車券が発見された場合に限り領収書との差額をご返金いたします。精算時に領収書を受け取りの上、当社ホームページ問い合わせフォームまでご連絡ください。
(7) 駐車場で事故により車両や機器、施設を破損させた場合又はトラブルが発生した場合、すみやかにその場からコールセンターに連絡してください。

7 釣銭切れ領収証の不発行等の場合

(1) 機器の故障による領収証の不発行につきましては、駐車履歴を確認の上で後日、郵送又はメールにより対応させていただきます。当社ホームページ問い合わせフォームまでご連絡ください。

(2) 釣銭切れの状態でご精算された場合、預かり書が精算機より発行される場合があります。当該預かり書が発行された場合、又機器故障等によるご返金については当社ホームページ問い合わせフォームまでお問い合わせください。

8 不正駐車

本約款に違反し当社が不正駐車車両と判断した車両を発見した場合、警察への通報を行います。又、必要に応じて車両のレッカー移動又はチェーン等で施錠することがあります。その場合に発生する諸費用、正規駐車料金および損害金につきましては、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者又は使用者をいう。以下同じ。）に請求させていただきます。なお、当社の故意又は重大な過失がない限り、当該対応により生じる利用者の損失は補償いたしません。

9 放置車両の取り扱い

(1) 駐車場の利用者が当社への事前の届出なく上限を超えて駐車している場合、当社はこれらの利用者に対し、駐車場において掲示することにより、当社指定日までに当該車両を引取ることを請求することができるものとします。利用者が車両の引取りを拒む場合、引取ることができない場合又は利用者を確知することができない場合には、当社は、車両の所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより、当社指定日までに車両の引取り請求できるものとします。この場合、利用者は、当社の指示に従わないことによって生じるいかなる損害についても、当社の故意又は重大な過失がない限り、当社に対して責任を問わないものとします。

(2) 当社指定日までに当該車両の引取りがなされないときは、当社は車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなし、指定日経過後は、車両に生じる損害について、当社の故意又は重大な過失がない限り、賠償の責を負わないものとします。

(3) 当社は、車両の所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査し、管理上支障があるときは、警告の上、車両を他の場所に移動することができるものとします。

(4) 当社は、車両の所有者等が車両を引取ることを拒む場合、引取ることができない場合、又は、当社の過失なくして車両の所有者等を確知することができない場合において、車両の所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、車両の廃棄、その他の処分をすることができるものとします。その処理に要した費用については、当社の故意又は重大な過失がない限り、請求できるものとします。

10 利用者の賠償責任

(1) 駐車場の利用者が、本約款もしくは駐車場に掲出された規定に違反した場合、又は故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った直接的な損害および合理的な範囲での営業補償を賠償していただきます。なお、当社の故意又は重大な過失がない限り、その他の責任は負いかねます。

(2) 上記(1)の場合において利用者が特定できない場合は車両の所有者等に連絡を試み、適切な対応を依頼します。連絡が取れない場合は法令に基づき適切な処置を行います。

11 映像等の取扱い

(1) 当社は、ビデオカメラ等を使用して車両ナンバーや駐車場内およびその周辺の映像（以下「車両情報等」という。）を撮影し、駐車料金の管理、不正駐車や放置車両の対応などの運営管理のために利用します。取得した車両情報等は一定期間保管し、その後速やかに消去します。

(2) 当社は、ビデオカメラ等で取得した車両ナンバーを、上記の利用目的に加え、当社および当社が運営管理する駐車場付帯施設等における犯罪予防、迷惑行為防止、従業員等の安全確保およびマーケティングなどの運営管理向上のために利用します。 駐車場の利用により、これらの利用目的に同意したものとみなします。

(3) 当社が取得した情報が個人情報を含む場合、以下の場合を除き、第三者に提供しません。

①お客様ご本人の同意を得ている場合

②法令に基づく場合

③人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、個人情報の開示・提供について本人の同意を得ることが困難な場合

④公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合

⑤国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める実務を遂行することに対して協力する必要があり、個人情報の開示・提供について本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

⑥お客様その他顧客との受発注契約、委託受託契約に基づく契約目的達成のため、当社と守秘義務契約を締結している協力会社等の業務委託先会社に、必要な範囲内で個人情報を提供する必要がある場合

⑦当社事業目的に定められた事業の推進及び利用目的の達成に必要な範囲内と認められる場合

12 禁止行為

(1)禁止行為

①法令遵守: 駐車場の利用に伴い、法令や都道府県市区町村の条例等により禁止又は制限されている行為を行うこと。

②物品の放置および現状変更の禁止: 駐車場内に物品を放置し、工作物を設置し、又は現状に変更を加えること。

③正規の駐車スペースの利用: 正規の駐車スペース以外に駐車すること。

④迷惑行為の禁止: 駐車場内での喫煙等火気の使用、騒音、アイドリングや空ぶかし、むやみに警告鈴や警笛を鳴らすこと、大きな声や音を出すことなど、近隣住民等に迷惑をかける行為をすること。

⑤廃棄物の投棄禁止: 駐車場内にビン、缶類、吸い殻、雑誌、その他の廃棄物等を投棄すること。

⑥不衛生な行為の禁止: 駐車場内での立小便などの不衛生な行為をすること。

⑦機器・施設の保護: 機器や施設を破損させること（破損させた場合は速やかにコールセンターへ連絡してください)。

⑧車両の駐車以外の行為（営業行為・宣伝・募金活動・署名活動等）をすること。ただし、事前に当社の承認を得た場合は、この限りではありません。

⑨当社に対して過剰な要求や不当な言いがかり、嫌がらせなどの迷惑行為をすること。具体的には、暴言、罵声、脅迫や威圧的な態度、過剰な要求、長時間の拘束、人格否定や執拗な嫌がらせ、セクシャルハラスメント等の行為を指します。

⑩当社に著しく迷惑を掛ける行為、又は当社の業務を妨害する行為を行うこと。

(2)当社の対応

利用者が上記(1)⑨又は⑩に該当する行為を行った場合、当社は電話、電子メール又は書面等一切の対応をお断りすること、又は駐車場のご利用などサービスの提供を中止させていただくことがあります。

13 約款の変更

当社は、利用者の事前の承認なしに、本約款および駐車場の各規定について、その変更内容を当社ホームページに掲載する方法又は当該変更内容に対して適切な方法で、利用者に告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発行日又は適切な方法において告知した効力発行日より生ずるものとします。

適用開始日：2025 年 4 月 1 日